



JAPAN GOV
THE GOVERNMENT OF JAPAN

直近の主な支援・措置

令和5年12月15日更新版



前回更新時からの追加支援・措置

- 港湾施設へ電力を供給する移動電源車6台をウクライナ港湾公社へ供与
- ウクライナ非常事態庁へ日本製地雷探知機50台及び車両40台を追加供与
- 人道及び復旧・復興支援を含む10億ドル規模の追加支援（令和5年度補正予算）
- 第三国の団体に対する資産凍結や輸出禁止等の措置
- ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止

日本は ウクライナと 共にあります

JAPAN STANDS WITH UKRAINE

ロシア軍によるウクライナでの多数の無辜の民間人の殺害は重大な国際人道法違反であり、戦争犯罪です。断じて許されず、厳しく非難するものです。こうした残虐な行為の真相は徹底的に明らかにされなければならず、ロシアは戦争犯罪の責任を問われなければなりません。

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、日本は様々な支援や措置を採ってきました。本資料は、これまでの主な支援及び措置並びに直近の更新事項をまとめております。



二国間・国際機関等を通じた支援（1）

- 緊急人道支援*1
 - 保健、医療、食料、保護（2億ドル）
 - 人道支援、復旧・復興支援（約9億ドル、令和4年度補正予算）
- ウクライナ情勢の影響を受けた中東・アフリカ諸国等を対象とした食料関連支援（約2.5億ドル、うちウクライナからの穀物輸出促進支援等は2,200万ドル）
- ウクライナ政府が無償で提供したウクライナ産小麦のソマリアへの輸送、現地での配布支援（1,400万ドル）
- ウクライナに対する財政支援（6億ドル）
- ウクライナに対する債務救済措置（債務支払猶予方式）（約7,000万ドル、約78億円）
- 北大西洋条約機構（NATO）のCAP信託基金に対しての拠出（3,000万ドル）
- 国際機関拠出金及び二国間支援（5億ドル、令和4年度二次補正予算）
- JICA及び国際機関（UNDP）を通じたエネルギー分野等の支援（4.7億ドル）
- ウクライナ南部における洪水被害に対する緊急無償資金協力の実施（500万ドル）
- 世銀を通じた財政支援グラント（5億ドル）
- 世銀への信用補完を通じた財政支援融資（50億ドル）
- ウクライナ避難民支援のためポーランド政府系金融機関が発行するサムライ債にJBICが930億円規模の保証

*1: ウクライナ及び周辺国向けに実施

これまでの主な支援

ASSISTANCE

日本はウクライナと共にあります
JAPAN STANDS WITH UKRAINE



二国間・国際機関等を通じた支援（２）

- 国際機関を通じた越冬支援
 - 発電機*1及びソーラー・ランタンを供与（約257万ドル）
 - ウクライナ国家警察へ反射材及びカイロを供与（約55万ドル）
- カンボジアと協力したウクライナ非常事態庁職員への研修を含む地雷・不発弾対策支援
- ウクライナ公共放送局への放送機材供与
- 希望する在留ウクライナ人の在留延長を許可
- ウクライナから日本への避難民の受入れ
- ウクライナに対するエネルギー分野への越冬支援（7,000万ドル）
- ウクライナ公共放送局への本邦研修及び技術移転の実施
- 農業生産力回復のための種子配布、本邦研修及び技術移転の実施
- 東日本大震災の経験・知見に基づくがれき処理に関する研修及び技術移転の実施
- ドローン・防弾チョッキ・ヘルメット・防寒服・天幕・カメラ・衛生資材・非常用糧食・双眼鏡・照明器具・医療用資器材・民生車両（バン）等の提供
- 避難民支援のための物資協力、自衛隊機によるUNHCRの人道支援物資の輸送協力、医療・保健等の分野における人的貢献
- 100台規模のトラック等の自衛隊車両、約3万食の非常用糧食を提供
- ウクライナ負傷兵の自衛隊中央病院への受入れ
- ウクライナ非常事態庁へ不発弾運搬用クレーン付きトラックを供与
- がれき処理に活用する建機類を供与
- 越冬に向けた電力供給の回復・強化のために、UNDP経由で大型変圧施設2基を供与
- 港湾施設へ電力を供給する移動電源車6台をウクライナ港湾公社へ供与
- ウクライナ非常事態庁へ日本製地雷探知機50台及び車両40台を追加供与
- 人道及び復旧・復興支援を含む10億ドル規模の追加支援（令和5年度補正予算）

*1: 「ウクライナの人々に発電機を送る越冬支援イニシアティブJAPAN」による4台を含む約1,500台の発電機の供与（上記国際機関を通じて供与する発電機含む）



金融措置等

- IMF、世界銀行、欧州復興開発銀行を含む主要な多国間金融機関からのロシアへの融資の防止
- デジタル資産などを用いたロシアによる制裁回避への対応
- ロシア中央銀行との取引を制限
- プーチン大統領を含むロシア政府関係者、ロシアの財閥であるオリガルヒ等に対して、資産凍結等の制裁
- 12金融機関*1及びそれらの子会社に対して、我が国国内に有する資産を凍結
- SWIFT（国際銀行間通信協会）からのロシアの特定銀行の排除を始め、ロシアを国際金融システムや世界経済から隔離させるための措置へ参加
- ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等を禁止
 - 我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行について、より償還期間の短い証券も対象に追加
- ロシアへの新規投資を禁止する措置を導入
- ロシア向けの一部サービス*2の提供禁止
- ロシア産石油に対するプライスカップ*3
- 第三国の団体に対する資産凍結等の措置

*1: Sberbank、Alfa-Bank、開発対外経済銀行(VEB)、Promsvyazbank、Bank Rossiya、対外貿易銀行(VTB Bank)、Sovcombank、Novicombank、Bank Otkritie、Credit Bank of Moscow及びRussian Agricultural Bank(Rosselkhozbank)、Rosbank

*2: 信託、会計・監査、経営コンサルティング、建築、エンジニアリング

*3: 上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止

これまでの主な措置

SANCTIONS

日本はウクライナと共にあります
JAPAN STANDS WITH UKRAINE



貿易措置

- 「最恵国待遇」の撤回
- 機械類、一部木材、ウヅカ、金などの輸入の禁止
- 贅沢品の輸出の禁止
- ロシアの軍事関連団体に対する輸出、以下のロシア向け輸出に関する制裁
 - i) 国際的な合意に基づく規制リスト品目
 - ii) 半導体など汎用品
 - iii) 先端的な物品
 - iv) 石油精製用の装置等
 - v) ロシアの産業基盤強化に資する物品
 - vi) 化学兵器等関連物品
- 石炭・石油輸入のフェーズアウトや禁止を含むエネルギー分野でのロシアへの依存低減
- 第三国の団体に対する輸出禁止等の措置
- ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止



査証措置

- ロシアの関係者に対して、日本への査証発給の停止

その他の措置

日本はウクライナと共にあります
JAPAN STANDS WITH UKRAINE

ベラルーシ共和国

- 4金融機関*¹及びそれらの子会社に対して、我が国国内に有する資産を凍結
- ベラルーシの関係者に対して、日本への査証発給の停止
- ルカシェンコ大統領を含むベラルーシの関係者に対する資産凍結等の制裁
- ベラルーシの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用品のベラルーシ向け輸出に関する制裁

「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」等

- 「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」等の関係者に対して、日本への査証発給の停止及び我が国国内に有する資産を凍結
- 「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」等との輸出入を禁止

*1: Belagroprombank、Bank Dabrabyt、ベラルーシ共和国開発銀行及びBelinvestbank